

統計数理研究所運営会議規則

〔平成16年4月1日
制 定〕

最近改正 令和6年3月13日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構組織運営規則第24条第1項に基づき、統計数理研究所（以下「研究所」という）に置く運営会議の組織運営に関して必要な事項を規定する。

(組織)

第2条 運営会議は、21人以内で組織し次の者をもって構成する。

一 研究所の職員

二 研究所の目的たる研究と同一の研究に従事する大学の教員及びそれ以外の者

2 前項各号に掲げる者には、情報・システム研究機構（以下「機構」という。）の教育研究評議会評議員のうち研究所から推薦する者を含むものとする。

(任期)

第3条 前条第1項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 運営会議に会長及び副会長各一人を置き、会長は、運営会議委員のうち研究所の職員である者のうちから、副会長は、運営会議委員のうち研究所の職員以外の者のうちからそれぞれ運営会議において選出する。

2 会長は、運営会議の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。

(招集)

第5条 運営会議は所長の求めに応じ会長が招集する。

(議事)

第6条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 運営会議において審議する事項は次のとおりとする。

一 研究所長候補者の選考に関する事項

二 研究教育職員の選考に関する事項

三 共同利用計画に関する事項

四 機構の中期目標・中期計画・年度計画のうち、研究所に関する事項

五 研究所の評価に関する事項

六 その他所長が必要と認めた事項

(委員以外の者の出席)

第7条 所長は運営会議及び委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 会長は、必要に応じて委員以外の者を運営会議に出席させ、意見を聴取することができる。

(庶務)

第8条 運営会議の庶務は、管理部総務企画課において処理する。

(運営の細目)

第9条 この規則に定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(規則の改正)

第10条 この規則の改正は、運営会議の議を経て所長が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。